

防衛省・自衛隊における次世代暗号技術等の導入検討に係る 情報提供の依頼について

防衛省では、防衛省・自衛隊における次世代暗号技術等の導入検討に係る情報に関して、下記の要領で情報提供を求めますので御協力をお願いします。

令和7年1月29日

大臣官房参事官（サイバー整備課）

記

1 情報提供依頼の目的

現在、防衛省・自衛隊においては、事務処理や任務遂行のために必要な情報共有を効率化するため、共通基盤や情報システムの更なる整備を進めています。

この共通基盤や情報システムの整備は、情報通信技術に関する最新動向等を踏まえつつ進めていくこととしている中、量子コンピュータが実用化された時代においても解読が困難な暗号技術（以下「次世代暗号技術」といいます。）について、情報通信分野等に知見や能力を有する企業から情報提供を募ることとしました。

2 情報提供を求める項目

次世代暗号技術について、次の事項の情報提供をお願いします。

- (1) 最新の技術動向
 - (2) 具体的な導入方法及び事例、効果及び問題点
 - (3) 導入に当たり考慮すべき事項
 - (4) 維持管理のための要件
 - (5) 導入、維持管理等のコスト
 - (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、次世代暗号技術に必要な事項等
- ※次世代暗号技術に限らず、防衛省・自衛隊において有用と考えられる暗号技術（以下「次世代暗号技術等」といいます。）の情報があれば、同様に提供をお願いします。

3 情報提供に係る意思の確認

- (1) 情報の提供を依頼する企業（以下「情報提供企業」といいます。）については、これまでに次世代暗号技術等を用いたシステムの開発実績を有している企業とします。
- (2) 情報の提供を希望する企業は、令和7年2月7日（金）17時までに、別

添「情報提供意思表明書」を電子メール、郵送又は持参により担当窓口に提出してください。

4 情報提供に関する説明会の開催

別添「情報提供意思表明書」を提出した企業に対し、情報提供に関する説明会を開催します。日程・場所等の詳細は別途ご連絡します。

5 情報提供書の提出

(1) 情報提供書の作成

情報提供企業は、情報提供書を作成し、令和7年3月14日（金）17時（必着）までに、担当窓口へ提出してください。

(2) 情報提供書の様式等

情報提供書は、原則A4サイズ（縦横自由。必要に応じてA3可）とし、原則、電子メールにて担当者あて提出してください。

なお、データについては、Officeドキュメント形式（カタログ等を添付する場合は、PDF形式も可）としてください。

6 留意事項

- (1) 情報提供書に対し、内容確認を目的に照会等を行うことがあります。情報提供企業は当該照会等に対する必要な対応をお願いします。
- (2) 情報提供書の返却はいたしません。
- (3) 情報提供書の作成に必要な全ての費用は、情報提供企業の負担とします。
- (4) 情報提供書は原則、非公開とします。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」といいます。）に基づく開示請求があった場合には、情報提供企業と調整の上、法第5条第1項各号の規定に該当しない情報については、開示します。
- (5) 情報提供書の内容を、防衛省における検討資料の作成に活用する可能性があることをあらかじめ了承した上で、情報提供書を提出してください。
- (6) 情報提供企業は、本依頼に対し情報提供書を提出した場合であっても、防衛省における次世代暗号技術に係る契約において、何ら制限を受けるものではありません。
- (7) 情報提供書の提出をもって将来の調達を約束するものではありません。また、情報提供書の提出をしないことをもって、将来の調達において何ら不利益を与えるものではありません。
- (8) 本依頼の期限によらず、提示書類の変更又は追加の際には、継続して御協

力をお願いします。

7 担当窓口

防衛省整備計画局サイバー整備課（担当：鈴木、中村、坂田）

住所：〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：(代表) 03-3268-3111 内線20565

別添

大臣官房参事官（サイバー整備課） 殿

情報提供意思表明書

所在地
企業名
代表者氏名

「防衛省・自衛隊における次世代暗号技術等の導入検討に係る情報提供の依頼について」（令和7年1月29日防衛省大臣官房参事官（サイバー整備課））に基づく情報提供を希望します。

担当者氏名	
所属部署	
電話番号	
メールアドレス	
次世代暗号技術等を用いたシステムの開発実績等	